

一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会 旅費規程

第1条 この規程は、一般社団法人日本整形外科スポーツ医学会（以下「本学会」とする）の役員並びに委員会委員の旅費、宿泊費（以下「旅費宿泊費」とする）について定める。

第2条 旅費宿泊費の支給基準は下記の通りとする。

- (1) 旅費宿泊費については、出発地及び目的地との間の距離により算出するものとする。
- (2) 出発地及び目的地は、主要なターミナル駅若しくは空港を基点とする。
- (3) 出発地の基準は事務局に登録されている主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。

(4) 旅費の支給基準

旅費の計算は、最も一般的かつ経済的な順路による交通機関を使用した場合の費用を支給する。

出発地及び目的地の間の距離	使用交通機関	該当する基準又は支給額
片道 50 km未満		実費
片道 50 km以上	鉄道又は航空機の利用とする。 鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。 航空機利用の場合はエコノミークラスとする。	(片道最短普通乗車料金＋普通特急又は急行料金) ×2 又は片道最短普通航空運賃×2

(5) 宿泊の支給基準

原則として、宿泊費は支給しない。会議等の日程上、やむを得ない場合は、1泊 15,000 円以内とする。

(6) 旅費宿泊費支給基準

次の学会は、旅費宿泊費の支給対象外とする。

- ① 本学会学術集会中に開催される各種会議
- ② 日本整形外科学会学術総会及び日本整形外科学会基礎学術集会
- ③ 日本臨床スポーツ学会学術集会

但し、学会出席予定がなく、本学会の理事会並びに委員会への出席のみを目的とした場合、あらかじめ申請し、財務担当副理事長の許可を受けたときには支給することとする。

第3条 旅費宿泊費は、事務局を通じ財務担当副理事長に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。

第4条 外科系学会社会保険委員会連合（以下「外保連」という）の会議に参加する社会保険委員会委員には、日当 5,000 円及び旅費実費を支給する。

第5条 本学会として役員が海外の関連学会の学術集会に出席することが必要な場合は、理事会の承認を得た上で、往復航空運賃（エコノミークラス）を支給する。

附 記

1. この規程の変更は理事会において行う。
2. この規程は平成 23 年 12 月 5 日から施行する。